

# 大規模輸出産地モデル形成等支援事業に係る長崎 GFP 輸出促進業務委託 仕様書

## 1．業務名

大規模輸出産地モデル形成等支援事業に係る長崎 GFP 輸出促進業務委託

## 2．業務の目的

本県では、海外の規制やロット等のニーズに対応する輸出産地を形成するため、大規模輸出産地モデル形成等支援事業を実施することとしている。

本業務は、いちご、みかん、和牛、水産物の品目ごとに、生産者、輸出事業者、流通事業者等（以下「参画事業者」という。）で組織するプロジェクトチームが円滑な運営となるよう各組織の取組に応じたアドバイスや新たに輸出に取組む事業者への支援を行うとともに、シンガポール・タイで実施する品目横断型プロモーションにおいて、対象国の市場ニーズに対応したプロモーションを実施する。

また、参画事業者等を対象としたセミナーや交流会を通して、輸出に向けた知識の習得や推進体制の充実を図る。

大規模輸出産地モデル形成等支援事業については別紙参照

## 3．業務期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

## 4．予算額

4 , 8 6 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

## 5．業務内容

### （１）伴走支援

本事業で取り組む、プロジェクトチームごとのターゲット国であるシンガポール・タイ・ベトナム・マレーシアの各国ニーズのほか、輸出拡大に向けた国の戦略や他県で進んでいる県別 GFP の取組実績・ノウハウなどを踏まえ、輸出産地形成に向けた生産及び流通の転換を促進するアドバイスを必要に応じて行うこと。

長崎 GFP 農林水産物輸出促進セミナーや海外バイヤー等との交流会に参加した輸出に意欲的な事業者を対象に、商社・海外バイヤーを巻き込んだ輸出チームごとの販

路開拓に向けた戦略の検討などの支援を行い、テスト輸出・テストマーケティングの実施に向けたアドバイスを行うこと。また、その結果については、フィードバックを行い、改善提案を行うこと。

## ( 2 ) シンガポールでの品目横断型プロモーションの開催

いちご、みかんの各チームと連携し、現地の複数小売店舗にてプロモーションを行うこと。

プロモーションの実施店舗については、県と協議のうえ決定するが、プロモーション後も継続していちごやみかんの取引につながる小売店を提案すること。

効果的なプロモーションとなるよう現地の輸出支援プラットフォーム等との連携を図ったうえでの企画とすること。

## ( 3 ) タイでの品目横断型プロモーションの開催

いちご、和牛、水産物の各チームと連携し、現地飲食店でのプロモーションを行うこと。また、開催にあたり、県の意向を踏まえ、必要に応じて現地飲食店及びシェフとの調整を行うこと。

プロモーションの参加者、実施店舗については、県と協議のうえ決定するが、現地の輸入商社、バイヤー、シェフなどの50名程度の参加を想定し、プロモーション後も本県食材の継続した取引につながる飲食店を提案すること。

プロモーションでは、いちご、長崎和牛、水産物をそれぞれ用いて料理を提供すること。料理に用いるいちご、長崎和牛、水産物は別途提供する。

プロモーションに参加したバイヤー、シェフから各品目の評価についてアンケートを実施すること。なお、設問については、県と協議及び検討のうえ決定すること。

プロモーションの進行にあたっては、日本語及びタイ語で進行できる司会を手配し、当日の運営スタッフを配置すること。

イベント進行表（シナリオ・タイムスケジュール）を作成し、関係者に事前に共有すること。

県が作成するプレゼンテーションの資料を日本語からタイ語へ翻訳し、現地参加者が内容を正確に理解できるよう配慮すること。

プレゼンテーションに必要な機材（パソコン、プロジェクター、スクリーン等）を準備し、会場に設置すること。加えて、事前に機材の動作確認を行い、当日の操作を行うこと。

効果的なプロモーションとなるよう現地の輸出支援プラットフォーム等との連携を図ったうえでの企画とすること。

#### ( 4 ) 長崎 GFP 農林水産物輸出促進セミナーの開催

参画事業者等の輸出に向けた機運醸成や実践知識の習得を図るため、農林水産物輸出促進セミナーを 1 回開催すること。なお、GFP 等が実施するセミナー・グループワーク等のイベントを参考に、参加者のレベルに応じた内容にするなど、効果的・効率的な企画内容とすること。

セミナーは、本県の輸出の現状を踏まえた適切なテーマ設定とすること。また、登壇者は、県内外の先進生産者・輸出商社等に加え、初めての輸出にチャレンジ・成功した生産者等、バランスを取った選定を行うこと。

パネルディスカッション等を通じて、参加者との双方向でのやりとり・深掘りができるセミナーとなるよう設計に留意すること。

参加者より、本県農林水産物の今後の輸出促進に資するための現状や課題等を把握するヒアリング等も併せて実施すること。

#### ( 5 ) 海外バイヤー等との交流会の開催

参画事業者や海外バイヤー等との交流会を 1 回開催し、ネットワークの構築を図るとともに、必要に応じて、マッチングを見据えたアドバイス等を行うこと。

長崎 GFP 農林水産物輸出促進セミナーと同じタイミングで行うなど、参加者が負担なく参加できる交流会の設計に留意すること。

今後の有望な輸出先国であるマレーシア・タイ・ベトナムを主眼においた交流会を実施すること（3 カ国以外も可）。

海外の輸出支援プラットフォーム等との連携を図ったうえでの企画とすること。

参加者より、本県農林水産物の今後の輸出促進に資するための現状や課題等を把握するヒアリング等も併せて実施すること。

#### ( 6 ) 本県の農林水産物の輸出促進に関する提言

本事業で取り組んだ内容や事業者から得られたヒアリング結果を踏まえ、本県農林水産物の輸出にあたっての現状や課題（輸出先国・地域における規制やニーズ等含む）輸出拡大に向けた今後の展開など本県 GFP の輸出促進に向けた提言を行うこと。

## 6．業務の実施体制

- ( 1 ) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- ( 2 ) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配し、確保すること。また、業務実施体制表を作成し、契約締結後速やかに県へ提出すること。併せて、県との連絡調整方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- ( 3 ) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、事業の実施及びその他の事業に関連する事項にあたっては、事前に県の担当者と協議し、県担当者に実施状況と報告を求められた場合には、速やかに報告すること。

## 6．業務完了報告

- ( 1 ) 業務完了後速やかに、以下の書類を作成し、提出すること。

委託業務完了届 紙媒体 1 部

実施報告書 紙媒体 1 部及び電子媒体 1 部

- ( 2 ) 納品場所

〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号

長崎県 農林部 農産加工流通課 企画・輸出振興班

## 7．その他留意事項

- ( 1 ) 受託事業者は、県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- ( 2 ) 受託者は、管理業務を除く業務の一部を再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記の上、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出し、県の承認を得なければならない。
- ( 3 ) 県は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記請求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に書面で通知しなければならない。
- ( 4 ) 受託者は、委託業務の履行に当たり、第三者の著作権を侵害してはならない。
- ( 5 ) 受託者は、成果物（中間成果物を含む）を県に提出した日をもって、成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を県に無償で譲渡するとともに、以後、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張し

ないものとする。

- ( 6 ) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら長崎県の責に帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- ( 7 ) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- ( 8 ) 受託者は、本業務の関係書類等を整備・保管し、必要に応じて行う書類の提出や実施検査等に協力すること。
- ( 9 ) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。なお、納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- ( 10 ) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。

## 事業目的

海外の規制やロット等のニーズに対応する輸出産地を形成するため、生産・流通関係者や県による推進体制（長崎県版GFP）を組織化し、長崎和牛、いちご、みかん、水産物の輸出向け生産や流通体系の転換など、輸出産地のモデル形成を支援する。

## 事業内容

## 長崎県版GFP（生産から流通・販売に係る関係者が参画する輸出推進体制を構築）

品目ごとのプロジェクトチームへの伴走支援を行うとともに、参画事業者等がセミナーや交流会での輸出に向けた知識習得やネットワークづくりによる推進体制の充実を図る。また、シンガポール・タイでの品目横断型プロモーションを実施。

## 品 目 : 和牛肉

参画機関：佐世保食肉センター、小川畜産食品、福岡ソノリク、高田牧場 等

輸出先国：タイ

生産転換：他銘柄牛との差別化及びSDGsを意識した取組として、焼酎粕等の未利用資源を活用した混合飼料を給与する生産体制の構築

流通転換：近隣国際空港である福岡空港の利用、かつ安価で効率的な資材を活用した新たな混載輸出の検証



## 品 目 : みかん

参画機関：JA全農長崎、県央農協、長崎でじま青果、九州農産物通商、トキオ福岡

輸出先国：ベトナム、シンガポール

生産転換：ベトナム向け輸出に向けた植物検疫、残留農薬基準等の規制への対応

流通転換：現地ニーズに対応し、かつ輸送時の鮮度保持を可能とする新たなパッケージ開発



## 品 目 : 水産物（タイ、ブリ、マグロ等）

参画機関：福岡ソノリク、五島水産 等

輸出先国：タイ

生産転換：現地ニーズを踏まえた冷凍商材の大きさ等の規格変更など加工体制の構築

流通転換：長期の品質保持と輸送コスト抑制に向け、冷凍商材の博多港等を活用した船便での輸送可能性の検証



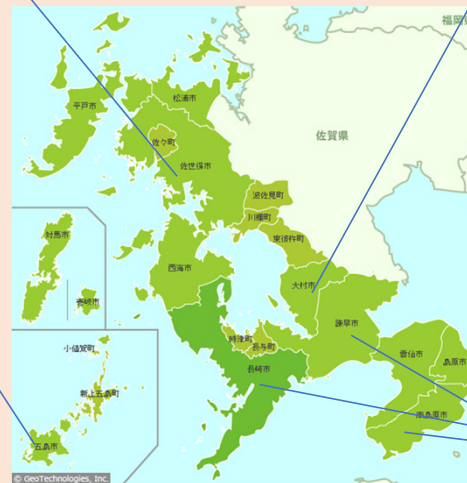
## 品 目 : いちご

取組主体：JA全農長崎、西彼・県央・島原雲仙農協、長崎でじま青果、福岡ソノリク、トキオ福岡 等

輸出先国：タイ、シンガポール、マレーシア

生産転換：輸出向け出荷時期を延長するための最適な収穫時期の検証

流通転換：輸送時の鮮度保持を可能とする新たなパッケージ開発、収穫から輸出までのリードタイムの短縮



## 大規模輸出産地モデル形成等支援採択地区の概要(長崎県)

|                |                                                                                       |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施主体名          | 長崎県                                                                                   |
| 参画事業者          | 全国農業協同組合連合会長崎県本部、長崎西彼農業協同組合、長崎県央農業協同組合、島原雲仙農業協同組合等                                    |
| 対象品目<br>対象国・地域 | イチゴ：タイ、シンガポール、マレーシア<br>温州ミカン：ベトナム、シンガポール<br>牛肉（和牛）・水産物（タイ、ヒラメ、スズキ、マアジ、ブリ、ヒラマサ、マグロ）：タイ |

## 推進体制の構築

- 輸出支援プラットフォームやGFP（本省・農政局）等と連携し、県内の新たな輸出企業の掘り起こしや産地との連携体制を図りつつ、輸出に取り組むチーム単位での生産・流通の転換を実施するためのアドバイスなどの伴走支援プログラムを実施
- 「輸出拡大実行戦略」で求められている熟度別の目線にあった事業者支援を実施

## 輸出額目標（百万円）

| 品目   | 令和5年度<br>（実績） | 令和8年度<br>（目標） |
|------|---------------|---------------|
| いちご  | 46            | 60.7          |
| かんきつ | 7.7           | 18            |
| 牛肉   | 16.5          | 110           |
| 水産物  | 0             | 3             |
| （合計） | （70.2）        | （191.7）       |

（別記様式1から抜粋した数字であり、計画書と異なることがある）

## 生産の転換

## 【イチゴ】

- 品質劣化防止のため、各時期で最適とされる収穫時の着色歩合を検討
- 輸出規制に対応するため、輸出前の残留農薬検査とその結果に応じた防除暦への転換（タイ）

## 【温州ミカン】

- 防虫対策カーテンの敷設等輸出基準を満たした選果場の環境整備を実施（ベトナム）
- トラップ調査等の植物検疫への対応、残留農薬基準に対応した防除暦による栽培実証（ベトナム）

## 【牛肉（和牛）】

- 他銘柄牛との差別化を図るため、SDGsを意識した輸出向けの新たな生産体制を構築（タイ）

## 【水産物（タイ、ヒラメ、スズキ、マアジ、ブリ、ヒラマサ、マグロ）】

- 現地ニーズに対応した製品の加工体制の構築、及び現地加工方法の検討（タイ）

## 流通の転換

## 【イチゴ】

- 新たに開発したパッケージ品質保持効果の検証およびロス率低減の実証
- リードタイム短縮のため、出荷時期や輸送経路などの見直し

## 【温州ミカン】

- 輸出先国のニーズに対応した輸送時の鮮度保持を可能とする新たな輸出向けパッケージの開発

## 【牛肉（和肉）】

- 輸送コスト低減のため、保冷資材を組み合わせた安価な混載方法を検証

## 【水産物（タイ、ヒラメ、スズキ、マアジ、ブリ、ヒラマサ、マグロ）】

- コスト低減のため、冷凍品における船便輸送を検証（タイ）
- マーケットニーズに合う加工品や品目の鮮度・品質保持の検証（タイ）